

# 貸会議室利用規約

---

公益財団法人 仏教伝道協会

目 次

- 第 1 条【利用の前に】
- 第 2 条【公益目的利用と一般目的利用】
- 第 3 条【貸出審査】
- 第 4 条【予約方法】
- 第 5 条【利用内容の確認と使用制限】
- 第 6 条【利用可能日と貸出時間】
- 第 7 条【会場設営および備品】
- 第 8 条【利用料金】
- 第 9 条【利用人数の確認】
- 第 10 条【非常時の対応】
- 第 11 条【日程等の変更調整】
- 第 12 条【利用日当日の手続き】
- 第 13 条【物品の持ち込みおよび飲食等】
- 第 14 条【喫煙、火気の取り扱い】
- 第 15 条【その他の注意事項】
- 第 16 条【改 廐】

## 貸会議室利用規約

### 第1条【利用の前に】

当会議室を初めて利用される方は、「利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送またはFAX、メールにて提出ください。

当協会にて審査の上、貸出の可否、公益目的利用または一般目的利用かを判断し、場合によっては利用をお断り致します。

### 第2条【公益目的利用と一般目的利用】

当会議室は、提出いただいた「利用者登録申請書」ならびに「会議室利用申込書」により、公益目的利用と一般目的利用の二つに分け、利用料金を適用します。

また、公益目的利用の予約は利用希望月の6箇月前、一般目的利用の予約は利用希望月の3箇月前から受け付けます。

#### 【公益目的利用】

公益目的利用に該当する利用者は次の通りとします。

- (1) 当協会の事業目的（仏教を通じた仏教精神、文化の興隆に関する事業）に沿った活動を行う団体等であると当協会が認めた場合。

ただし特定の宗派や教義を説く団体等は公益目的利用に該当しません。

- (2) 公益社団・公益財団として認定を受けた団体、NPO 団体等でその団体の活動が、一般的に見て不特定多数の利益増進に繋がる活動（公益活動）を行っていることと認められること。また、実際の利用が公益目的であること。その基準は、『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』第2条4公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業のうち、次のいずれかに該当するものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとします。

①学術及び科学技術の振興を目的とする事業

②文化及び芸術の振興を目的とする事業

③男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

ただし、その団体の収益事業に関する会議等での利用は一般目的利用料金の適用となります。

#### 【一般目的利用】

公益目的利用に該当する利用者以外の方は一般目的利用とします。

### 第3条【貸出審査】

当貸会議室を初めて利用される方は、「利用者登録申請書」に基づき、貸出審査を行います。審査の結果、貸出を認めた団体には「会議室利用申込書」を郵送いたします。

### 第4条【予約方法】

電話にて利用希望日の空き状況を確認の上、必ず指定の「会議室利用申込書」に必要事項を記入し、郵送またはFAX、メールにてご提出ください。

「会議室利用申込書」の到着をもって、予約受付と致します。なお、仮予約の受付は致しません。ただし、初めての利用に限り、貸出審査期間中の仮予約は受付致します。

### 第5条【利用内容の確認と使用制限】

予約時または予約後に利用内容を確認する場合があります。

なお、次の場合には、申込みのお断りもしくは予約後、利用期間中においても予約の取消、利用中止の処置をとらせていただきます。また、その後の利用をお断り致します。この場合に利用者に損害が生じる場合であっても、当方は一切の責任を負いません。

- ・申込み時の利用目的と利用時の内容が著しく異なるとき、または、申込み内容に虚偽があったとき。
- ・利用料金を期日までにお支払いいただけていないとき。
- ・申込者および主催者、その他出席者が暴力団関係者等、当方が不相当と認めたとき。
- ・物品販売・商業宣伝他にこれに類似する催しを行ったとき。
- ・利用内容が風紀上または管理上好ましくないと当協会が認めたとき。
- ・当協会の公益的性質に照らし申込者および主催者、その他出席者、利用内容がふさわしくないものと当協会が認めたとき。
- ・他の利用者に迷惑をかける行為があったとき。
- ・利用内容が特定の政治活動を目的とする場合。
- ・当協会の許可なく会場以外の場所で作業や催事行為を行ったとき。
- ・その他、当協会が不相当と認めたとき。

### 第6条【利用可能日と貸出時間】

利用可能日と貸出時間は、土曜日、日曜日、祝祭日、仏教伝道協会休業日を除く、平日の9:00～17:00までとし、その時間区分は9:00～12:00（午前）、13:00～17:00（午後）、9:00～17:00（終日）の3区分とします。入室は貸出時間の15

分前からとし、退出は貸出時間内とします。貸出時間の延長は出来ません。

#### 第7条【会場設営および備品】

会場は、事前にレイアウトを指定いただいた場合のみ、当協会にて無料で設営します。ただし、設備の大幅な移動が伴う等、特殊な設営が必要な場合には、別途設営料が発生します。なお、有料貸出備品は予約時にお申込みください。

#### 第8条【利用料金】

各部屋の利用料、キャンセル料、有料貸出備品については、「貸会議室料金表」をご覧ください。利用料金は予告なく変更する場合があります。貸出時間より早く終了された場合でも、減額等の対応は致しません。

利用料金は、当月利用分を当月末日で締め、請求書を送付致します。利用月の翌月末までに当協会指定金融機関までお振込ください。入金を確認できない場合、利用をお断りすることがあります。初めて利用になる場合には、利用日の3日前までに入金をお願いすることがあります。

#### 第9条【利用人数の確認】

防災管理のため、予め利用人数の確認をさせていただきます。会議室ごとの定員数を超える入場がないようご注意ください。

#### 第10条【非常時の対応】

地震、火災等の非常事態が発生した場合は、当協会自衛消防隊より館内放送等を利用し、避難誘導を行います。会場利用責任者は利用前に非常口並びに各階掲示の避難経路を確認し、避難誘導にご協力をお願いします。また、利用時の安全管理には充分ご配慮ください。

#### 第11条【日程等の変更調整】

諸事情により予約いただいた日程・時間・会議室・備品等の変更・調整をお願いする場合があります。また地震、台風等の自然災害、伝染病の流行等の状況が発生した場合等、安全管理上やむを得ず日程の変更、予約の取消をお願いすることがあります。

#### 第12条【利用日当日の手続き】

会議室利用前と利用後、当協会事務所にて利用開始と利用終了の手続きを行ってください。

### 第 13 条【物品の持ち込みおよび飲食等】

会議室の利用に必要な物品を持ち込む際は、貸出時間内に必ず利用者の責任にて入搬出を行ってください。持ち込まれたものはゴミも含めて、必ず利用者自身にてお持ち帰りください。危険物、動物、その他当協会が不相当と認めた物品等の持ち込みはお断りいたします。ただし、盲導犬等の場合は事前にご相談ください。

当協会にて荷物の受け取り・預かりが必要な場合はご相談ください。事後の配送は致しません。

会議室内での飲食は、他の利用者の迷惑とならないこと、ゴミは必ず持ち帰ることを条件に許可します。ただし、汚損等により損害が出た場合には損害金額をご請求致します。

### 第 14 条【喫煙、火気の取り扱い】

喫煙は所定の喫煙所をご利用ください。会議室内その他の場所での喫煙は禁止です。

香、ろうそく等、火気の使用は事前の申込み・相談により、当協会が認めた場合のみ許可します。

### 第 15 条【その他の注意事項】

荷物、貴重品などは、利用者の責任で管理してください。盗難、紛失等が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。

当会議室利用に伴う人身事故及び展示物等の盗難破損事故に関しては、その原因の如何を問わず当協会は、一切の責任を負いません。会場利用に伴い会場内外の建物・設備・備品その他付帯設備を汚損・毀損・紛失させた場合は、その損害金額をご負担いただきます。また、その原因により会議室の貸出、利用ができなくなった場合は、損害の実費負担と利用料金に基づいた逸失利益の合計金額もご負担いただきます。

会議室「和」「見」「心」「徳」「ロータス」「アイリス」「ハイビスカス」では無料 Wi-Fi が利用いただけますが、インターネット環境を保証するものではありません。ご利用に当たっては、会議室内に表示の注意事項をご確認ください。無料 Wi-Fi の利用に伴うウイルス感染、通信傍受、情報の漏洩及び消失、ならびに不正アクセス、利用端末の不具合、その他の損害に関しては、当協会は一切の責任を負いません。

ロビーは他の利用者および当ビルテナントとの共有スペースです。お客様同士の会話、携帯電話での通話等、他の利用者の迷惑とならないようご配慮をお願いします。

あたかも仏教伝道協会が主催しているかのような誤解を与える催し物、またパンフレット等案内物への記載はお断り致します。

催し物への問い合わせは、必ず主催者が受けられるようお願いいたします。また、当協会での電話の取り次ぎ等は致しません。

当ビルには貸会議室ご利用者用の駐車・駐輪設備はございません。公共交通機関をお使いいただくか、近隣の有料駐車場等をご利用ください。

#### 第16条【改 廃】

この利用規約は必要により適宜改定する。

平成24年4月1日	制定
平成24年9月14日	改定
平成25年4月16日	改定
平成26年4月1日	改定
令和元年11月1日	改定
令和4年10月1日	改定

公益財団法人 仏教伝道協会